

# 建築確認検査業務の面談による 事前相談を行っています

平成27年6月1日の建築基準法改正に伴い、建築確認検査業務（意匠・構造・設備）につきまして、当センター職員と面談していただき、万全な建築確認申請の提出につながる様事前相談を行っております。また、同じく構造計算適合性判定が必要とされていた許容応力度等計算（ルート2）に係る建築物についても、当センターでは建築確認のみで建築確認済証の発行が可能となりますので、こちらの事前相談についても受付いたします。

## 業務アドバイスの流れ

### 申込方法（無料）

面談希望日の3日前までに、下記の問い合わせ先に電話等でご連絡を頂ければ、日程を調整後、こちらより連絡します。

面談日は月～金曜日の10:00～16:00

（但し、12:00～13:00は昼休みです。また、面談時間は、1案件に付、30分程度とさせていただきます。）

※その時、建築概要・建設予定地（大阪府内のみ）をお教え下さい。

また、当法人に建築確認申請提出を予定している計画建築物のみになります。

### 業務アドバイス当日（相談方法・準備書類等）

建築基準法に関し、法的判断等の事項でお悩みの場合に、設計者の判断を具体的に示して頂き、その考え方が適切かどうかについて相談員がお答えします。

事前に図面・構造計算書等送付は必要ありません。面談日に一部ご持参下さい。

#### ～注意事項～

本相談の議事録は設計者が作成したものを相談員が確認後双方で保管します。

本相談は限られた時間の中で相談員が対応するのであり、審査ではありません。

このため、法的判断の「適合」を約束するものではなく、申請時に指摘がなされないわけではありません。

本相談後の修正事項等について、確認及び再質疑が必要な場合は再度、相談の申込を行って下さい。

### 問い合わせ先

一般財団法人 大阪建築防災センター 建築確認検査機構

企画審査部 担当 田村

電話 06-4794-8270 E-mail [kiko@okbc.or.jp](mailto:kiko@okbc.or.jp)